

サービスを利用したときには
費用の一部を負担します

施設サービスの費用のめやす

施設サービスを利用した場合の利用者負担

施設サービスを利用した場合は、サービス費用の1割または2割・居住費・食費・日常生活費が利用者の負担となります。居住費・食費の利用者負担は施設と利用者間で契約により決められますが、基準となる額（基準費用額）が定められています。



基準費用額：1日あたりの施設における居住費・食費の平均的な費用を勘案して定める額

- 居住費：ユニット型個室 1,970円、ユニット型準個室 1,640円
従来型個室 1,640円（介護老人福祉施設と短期入所生活介護は1,150円）
多床室 370円（介護老人福祉施設と短期入所生活介護は840円）
- 食費：1,380円

低所得の人が施設を利用した場合の居住費・食費の負担限度額

低所得の人の施設利用が困難とならないように、申請により居住費・食費は下表の負担限度額までを負担し、超えた分は介護保険から給付されます（特定入所者介護サービス費等）。

ただし、①②のいずれかの場合は、対象となりません。

- ① 住民税非課税世帯でも世帯分離している配偶者が住民税課税
- ② 住民税非課税世帯（世帯分離している配偶者も非課税）でも預貯金等が単身1,000万円、夫婦2,000万円を超える

●負担限度額（1日あたり）

利用者負担段階		居住費等の負担限度額				食費の負担限度額
		ユニット型個室	ユニット型準個室	従来型個室	多床室	
第1段階	本人および世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金の受給者、生活保護の受給者	820円	490円	490円(320円)	0円	300円
第2段階	本人および世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額+年金収入額が80万円以下の人	820円	490円	490円(420円)	370円	390円
第3段階	本人および世帯全員が住民税非課税で、利用者負担段階第2段階以外の人	1,310円	1,310円	1,310円(820円)	370円	650円

※介護老人福祉施設と短期入所生活介護を利用した場合の従来型個室の負担限度額は、()内の金額となります。

※上記年金収入額には、非課税年金（遺族年金、障害年金）を含みます。

■利用者負担が高額になったとき

●介護保険のみ高額になったとき

同じ月に利用した介護保険サービスの利用者負担を合算（同じ世帯内に複数の利用者がある場合には世帯合算）し、上限額を超えたときは、申請により超えた分が「高額介護（予防）サービス費」として後から支給されます。

●現役並み所得者とは

同じ世帯に課税所得145万円以上の65歳以上の人がいて、65歳以上の人の収入が単身の場合383万円以上、2人以上の場合520万円以上ある世帯の人

利用者負担段階区分	上限額	上限額	変わります! 平成29年8月から
●現役並み所得者	世帯 44,400円	世帯 44,400円	
●一般	世帯 37,200円	世帯 44,400円 +年間上限額の設定 (1割負担者のみの世帯)	
●住民税世帯非課税等	世帯 24,600円	世帯 24,600円	
●合計所得金額および課税年金収入額の合計が80万円以下の人 ●老齢福祉年金の受給者	個人 15,000円	個人 15,000円	
●生活保護の受給者 ●利用者負担を15,000円に減額することで、生活保護の受給者とならない場合	個人 15,000円 世帯 15,000円	個人 15,000円 世帯 15,000円	

●介護保険と医療保険が両方高額になったとき

介護保険と医療保険の両方の負担額が高額になった場合は、合算することができます（高額医療・高額介護合算制度）。

介護保険と医療保険のそれぞれの限度額を適用後、年間（8月～翌年7月）の負担額を合算して下表の限度額を超えた場合は、申請により超えた分が後から支給されます。



◆高額医療・高額介護合算制度の自己負担限度額<年額/8月～翌年7月>

所得 (基礎控除後の総所得金額等)	70歳未満の人がいる世帯	所得区分	70～74歳の人がいる世帯	後期高齢者医療制度で医療を受ける人がいる世帯
901万円超	212万円	現役並み所得者	67万円	67万円
600万円超901万円以下	141万円	一般	56万円	56万円
210万円超600万円以下	67万円	低所得者Ⅱ	31万円	31万円
210万円以下	60万円	低所得者Ⅰ*	19万円	19万円
住民税非課税世帯	34万円			

※低所得者Ⅰ区分の世帯で介護（介護予防）サービスの利用者が複数いる場合、医療保険からの支給は上表の算定基準額で計算され、介護保険からの支給は別途設定された算定基準額の「世帯で31万円」で計算されます。

●毎年7月31日時点で加入している医療保険の所得区分が適用されます。

●医療保険が異なる場合は合算できません。

●支給対象となる人は医療保険の窓口へ申請が必要です。